

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第61号

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立歯科衛生専門学校学則（昭和57年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員組織) 第18条の2 略 2 前項の職員は、鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第15号。以下「条例」という。）第8条の規定により<u>事務の委託を受けた一般社団法人鳥取県歯科医師会の職員をもって充てることができる。</u></p>	<p>(職員組織) 第18条の2 略 2 前項の職員は、鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第15号。以下「条例」という。）第8条の規定により<u>学校の管理の委託を受けた社団法人鳥取県歯科医師会（昭和22年11月10日に社団法人鳥取県歯科医師会という名称で設立された法人をいう。）の職員をもって充てることができる。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。